

定 款

株式会社 巴川製紙所

大正 6年 8月 制定	昭和 44年 12月 改正
大正 8年 4月 改正	昭和 46年 12月 改正
大正 9年 8月 改正	昭和 47年 12月 改正
昭和 2年 6月 改正	昭和 48年 6月 改正
昭和 12年 3月 改正	昭和 49年 12月 改正
昭和 12年 6月 改正	昭和 57年 1月 改正
昭和 13年 12月 改正	昭和 63年 1月 改正
昭和 15年 5月 改正	平成 3年 6月 改正
昭和 17年 12月 改正	平成 6年 6月 改正
昭和 18年 12月 改正	平成 14年 6月 改正
昭和 19年 8月 改正	平成 15年 6月 改正
昭和 20年 6月 改正	平成 16年 6月 改正
昭和 20年 12月 改正	平成 17年 6月 改正
昭和 21年 6月 改正	平成 18年 6月 改正
昭和 21年 12月 改正	平成 21年 6月 改正
昭和 23年 12月 改正	平成 22年 1月 改正
昭和 24年 10月 改正	平成 25年 6月 改正
昭和 24年 12月 改正	平成 27年 6月 改正
昭和 26年 12月 改正	平成 28年 6月 改正
昭和 27年 12月 改正	平成 30年 6月 改正
昭和 28年 12月 改正	平成 30年 10月 改正
昭和 31年 6月 改正	令和 3年 3月 改正
昭和 31年 11月 改正	令和 4年 6月 改正
昭和 35年 6月 改正	令和 5年 3月 改正
昭和 36年 6月 改正	令和 5年 6月 改正
昭和 38年 6月 改正	
昭和 39年 6月 改正	
昭和 43年 6月 改正	
昭和 44年 6月 改正	

株式会社巴川製紙所定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社巴川コーポレーションと称する。
英文では、TOMOEGAWA CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、下記の業務を営むことを目的とする。

- (1) 紙、不織布およびパルプならびにこれらと他の材料との複合物の製造、加工、輸出入ならびに販売
- (2) プラスチックスおよびこれと他の材料の複合物の製造、加工、輸出入ならびに販売
- (3) 電子写真用現像剤、複写、印刷、記録用材料の製造、加工、輸出入ならびに販売
- (4) 電子機器用部分品、電磁機器用部分品、通信機器用部分品および電池用部分品の製造、加工、輸出入ならびに販売
- (5) 磁気記録カード・テープおよび集積回路内蔵情報記録カード等の製造、加工、輸出入ならびに販売
- (6) 前1、2、3、4、5号の原材料の輸出入ならびに売買
- (7) 無機材料、有機・高分子材料の検査、分析および解析ならびに大気、水質、騒音、振動、臭気の環境測定および作業環境測定
- (8) 工業所有権の売買および使用許諾
- (9) 山林の経営ならびに木材の輸入、加工および売買
- (10) 不動産の売買、賃貸借ならびに管理
- (11) 貨物自動車運送業および倉庫業
- (12) 前各号の業務に関する設備、機械、器具類の設計、製作、販売ならびに技術およびコンピューターソフトウェアの販売
- (13) 労働者派遣業
- (14) ファクタリング業
- (15) 産業廃棄物処分業
- (16) 前各号の業務に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2,200万株とする。

2. 当会社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。

普通株式 2,000万株

A種優先株式 200万株

(単元株式数)

第7条 当会社の普通株式の単元株式数は、100株とし、A種優先株式の単元株式数は1株とする。

(単元未満株式の買増し)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利)

第9条 当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集新株の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基 準 日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第 2 章の2 A 種 優 先 株 式

(A種優先配当金)

第12条の2 当会社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株主の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき次項に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）の配当を行う。但し、当該剰余金の配当に係る基準日が属する事業年度と同一の事業年度に属する日を基準日として、当会社が当該剰余金の配当に先立ちA種優先株主等に対して剰余金の配当（第3項に

- 定める累積未払優先配当金に係る剰余金の配当を除く。)を行ったときは、かかる剰余金の配当の合計額を控除した額の剰余金の配当を行う。
2. ある事業年度におけるA種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、払込金額相当額に5.00%を乗じて算出される額とする。但し、2021年3月末日に終了する事業年度については、払込期日から2021年3月末日までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算を行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。
 3. ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度における優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度(以下「不足事業年度」という。)に係る定期株主総会(以下「不足事業年度定期株主総会」という。)の翌日(同日を含む。)以降、実際に支払われた日(同日を含む。)まで、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、年率5.00%で1年毎の複利計算により(但し、1年目は不足事業年度定期株主総会の翌日(同日を含む。)から不足事業年度の翌事業年度の末日(同日を含む。)までとする。)累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。累積した不足額(以下「累積未払優先配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、優先配当金及び普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主等に対して配当する。なお、複数の事業年度に係る累積未払優先配当金がある場合は、古い事業年度に係る当該累積未払優先配当金から先に配当される。また、かかる配当を行う累積未払優先配当金相当額に、A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
 4. 当会社はA種優先株主等に対して優先配当金及び累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当については、この限りではない。

(残余財産の分配)

- 第12条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株当たり、次項に定める金額を支払う。
2. A種優先株式1株当たりの残余財産分配額(以下「残余財産分配額」という。)は、1,000円に残余財産の分配が行われる日における累積未払優先配当金に相当する金額を加えた金額とする。なお、残余財産分配額に、A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
 3. A種優先株主等に対しては、前項に規定するほか残余財産の分配を行わない。

(議決権)

- 第12条の4 A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。
2. 当会社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(金銭を対価とする取得請求権)

- 第12条の5 A種優先株主等は、払込期日以降いつでも、当会社に対して金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当会社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種優先株主等に対して、次項に定める

金額（以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。

2. A種優先株式1株当たりの償還価額は、基本償還価額（以下に定義する。）に、累積未払優先配当金及び償還請求の効力が生じる日を日割計算基準日（以下に定義する。）とする優先配当金日割計算額（以下に定義する。）を加えた金額とする。なお、A種優先株式1株当たりの償還価額に、A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

「基本償還価額」とは、以下の算式によって算出される額をいう。

(基本償還価額算式)

$$\text{基本償還価額} = 1,000\text{円} \times \text{償還係数}$$

上記における「償還係数」とは、「償還請求の効力が生じる日」の属する次に掲げる各事業年度について、当該事業年度に対応する係数をいう。

「償還請求の効力が生じる日」の属する事業年度	係数
(i) 2021年及び2022年の各3月末日に終了する事業年度：	1.045
(ii) 2023年3月末日に終了する事業年度：	1.082
(iii) 2024年3月末日に終了する事業年度：	1.111
(iv) 2025年3月末日に終了する事業年度：	1.134
(v) 2026年3月末日に終了する事業年度：	1.151
(vi) 2027年3月末日に終了する事業年度：	1.162
(vii) 2028年3月末日に終了する事業年度：	1.173
(viii) 2029年3月末日に終了する事業年度：	1.200
(ix) 2030年3月末日に終了する事業年度：	1.227
(x) 2030年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度：	1.255

「日割計算基準日」とは、償還請求又は強制償還（第12条の6に定義する。）に従ってA種優先株式を取得する日をいう。

「優先配当金日割計算額」とは、日割計算基準日の属する事業年度の末日を基準日として支払われるべき優先配当金の額に、当該事業年度の初日（同日を含む。）から日割計算基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。）（但し、当該事業年度における日割計算基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対し剩余金を配当したとき（当該事業年度より前の事業年度に係る累積未払優先配当金の配当を除く。）は、その額を控除した金額とする。）をいう。

3. 債還請求受付場所

東京都中央区京橋二丁目1番3号

株式会社巴川コーポレーション

4. 債還請求の効力は、債権請求書が債権請求受付場所に到着した時又は債権請求書に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(金銭を対価とする取得条項)

第12条の6 当会社は、払込期日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主等の意思にかかわらず、当該強制償還日における分配可能額を限度として、A種優先株主等に対して、償還価額（但し、前条第2項に規定する償還価額の定義における「債権請求の効力が生じる日」を「強制償還日」と読み替えて計算する。）に相当する金額を交付するとと引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる（この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、一部取得

を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選又は比例按分により当会社の取締役会において決定する。

(株式の分割、併合等)

第12条の7 当会社は、A種優先株式について株式の分割又は株式の併合を行わない。

2. 当会社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

3. 当会社は、A種優先株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(譲渡制限)

第12条の8 譲渡によるA種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

(種類株主総会)

第18条の2 第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

2. 第13条、第14条、第15条、第16条及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

3. 第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第17条第2項の規定は会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議についてこれを準用する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の解任)

第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2をもって行う。

(取締役の任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
5. 当会社は、会社法第329条第3項の規定により選任された補欠の監査等委員である取締役につき、その就任前に、取締役会の決議により、当該選任決議を取り消すことができる。この場合、当該選任決議の取消しに関する議案を取締役会に提出するには、監査等委員会の同意を得なければならない。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、社長1名を選定し、会長1名および副社長若干名を選定することができる。

(相談役)

第24条 取締役会は、その決議により、相談役を選任することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。

2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が、取締役会を招集し、議長となる。
3. 前二項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項のうち取締役会で定める特定の事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第29条 当会社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第31条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して定めるものとする。

(取締役の責任免除)

第33条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対し発する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印または電子署名

する。

(監査等委員会規程)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

附 則

(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)

第1条 平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第42条の定めるところによる。

(商号変更の効力発生)

第2条 定款第1条（商号）及び第12条の5（金銭を対価とする取得請求権）第3項の変更は、2024年1月1日に効力を生じるものとする。なお、本附則は、定款第1条及び第12条の5第3項の変更の効力発生日経過後これを削除する。